

特定防除事業の概要

1. 特定防除事業の対象

以下の二つの事業を実施します（寄附行為第41条及び業務方法書第14条）。

- (1) 原因者が判明しているにもかかわらず、① 船主責任保険（P & I保険）に未加入や低額加入、故意、不穏当な航海あるいは保険料の未納等による保険免責、② 船主等への連絡不能、③ 船主等に資力がない（破産）等の理由により、原因者による防除措置及び清掃作業が行われないうち、漁場油濁の拡大を防止するために、被害漁業者が防除作業を実施した場合、それに要した費用を支弁（代位弁済）すること。
- (2) 原因者による防除措置及び清掃作業は行われているが、漁場油濁の拡大防止のため漁業者が行った防除措置及び清掃作業に要した費用が船主責任限度額を超えた場合、超えた部分の費用を支弁すること。

なお、油タンカーの事故の場合、船主責任限度額を超えた場合でも国際油濁補償基金から約2億SDR（約345億円）までは補償がされることとなり、この補償額を更に超える場合でも、追加基金による補償が行われるために特定防除事業の対象になることは考えられません。

2. 特定防除事業費の資金

現在油濁基金が行っている原因者不明事故の場合、防除・清掃費は国の補助金、都道府県の負担金が各々1/4、拠出団体が残りの1/2を拠出しています。特定防除事業の場合、国からの補助金1/2と都道府県の負担金1/2を併せた資金から支払われることとなります（寄附行為第41条第2項）。都道府県の負担金については、原因者不明事故の際の防除費用で事業年度末に剰余が生じた場合、その剰余を積み立てた繰越防除清掃費助成資金造成費を取り崩して負担することとしています。

平成21年度の国からの補助金と都道府県の負担金を併せた1億5000万円を特定防除事業にあてる資金とします。

3. 支弁金額の上限

資金は前記2にあるように全額で1億5000万円となっていること、またこれまでの事故において漁業者が行った防除清掃費用を勘案し、支弁する際に以下の上限を設定しています。

- (1) 原因者による防除措置及び清掃作業が行われないうち
1事故につき1都道府県あたりの支弁金額の上限を1,500万円としています（業務方法書第18条第1項1号）。
- (2) 防除措置及び清掃作業に要した費用が船主責任限度額を超えたとき
1事故につき1都道府県あたりの支弁金額の上限を5,000万円としています。
（業務方法書第18条第1項2号）。

4. 被害漁業者の義務

原因者が判明している事故で被った損害は、原因者に賠償請求し、損害を補償させることが原則です。特定防除事業のうち上記3（1）の場合、原因者が義務（損害賠償に応じる義務）を果たさないため、油濁基金が原因者に代わって費用を被害漁業者に立て替える（代位弁済）わけですから、被害漁業者は原因者に対し、防除措置及び清掃作業に要した費用の要求をすることはもちろん、損害賠償請求をしなければなりません。

一方で、特定防除事業のうち上記3（2）の場合、「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」で船主はある一定の額以上の損害賠償は免責されることになっています。したがって、漁業者が行った防除措置及び清掃作業に

要した費用が船主責任限度額を超えた場合、超えた額については損害賠償請求は行わなくてもかまいません。

5. 信託協定

特定防除費のうち上記3（1）の支弁を受ける際には、原因者に対し油濁基金に代わり賠償請求をすることを約束した信託協定書を結ぶことになっています。

6. 特定防除事業の仕組み

原因者が判明している漁場油濁事故が発生した場合は、被害漁業者は直ちに最寄りの海上保安部（署）、その他の関係行政機関に通報するとともに、原因者に対して防除措置及び清掃作業等を行うことを求めます（業務方法書第15条第1項）。

原因者が保険に未加入等のため防除措置及び清掃作業を行わなかったため、やむを得ず防除措置及び清掃作業を行った場合並びに原因者による防除措置及び清掃作業は行われているが、漁場油濁の拡大の防止のため漁業者が行った防除措置及び清掃作業に要した費用が船主責任限度額を超えた場合、被害漁業者等は原則として事故発生後180日以内に、防除措置及び清掃事業に要した費用又は船主責任制限額を超える部分の費用の支弁について、漁業協同組合等（以下「漁協」という。）が申請者となり、都道府県漁業協同組合連合会（以下「県漁連」という。）を通じて油濁基金に申請します（第17条）。

油濁基金は、この申請が適正なものであるかどうかを中央漁場油濁被害等認定審査会（以下「中央審査会」という。）に諮り審査します。（寄付行為第41条第3項）

審査の結果に基づいて油濁基金は、特定防除費の額を認定し、各県漁連を通じて申請者に支弁します（第18条、第19条）。